

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成24年度第3回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成24年11月8日（木） 午前10時から午前11時30分

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

井上 信二，菊池 捷男，妹尾 直人，松本 正子

（欠席） 内田 通子

4 事務局

（1）岡山市

三宅統括審議監，三谷監理課長，岡本契約課長，横畑契約課課長代理，
宮安監理課課長補佐，竹田係長，徳丸監理課主任

（2）水道局

近藤管財課長，石井管財課課長代理，樋口管財課契約係長，神崎管財課副主査，
高田管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

1 岡山市抽出案件について審議

（1）委託 委託契約の入札制度について

県道佐伯長船線橋梁詳細設計業務委託ほか

2 岡山市水道局抽出案件について審議

（1）工事 三野浄水場送水ポンプ配電盤及び制御盤取替工事

（2）物品 水道用粉末活性炭（ドライ炭）1kgあたり単価

6 会議概要

1 (1) 委託 建設コンサルタント業務等委託契約の入札制度について

Q: 低入札調査には、調査能力に限界があり、ダンピング対策としての効果が計れないので、これを廃止することを考えて欲しいということか。

A: そのようなことも含めてご意見をいただきたい。

Q: 現在、委託契約の入札には、低入札価格調査制度と最低制限価格制度の両方をどのように分けて活用しているのか。

A: 業務の設計金額で分けており、1千万円未満の業務が最低制限価格制度対象、それ以外が低入札価格調査制度対象となる。

Q: そうすると、1千万円以上のものも最低制限価格を適用したほうが良いのではないかと考えているということか。

A: そのとおり。また、それに加えて、ダンピング対策が本当に必要なのかというご意見もいただきたい。

Q: このような委託契約でダンピングがあったら困るといのはどのような場合か。具体的にどういった弊害が出るのか。品質の確保と言われているが、安く契約したときにどういう事態を招く恐れがあるのか。

A: 安ければ成果の品質が悪くなるというような具体例はあまり聞いていないが、業者からよく聞く話では、コンサルタント業務では人を育てないといけない。コンサルに委託する部分は、ほとんどが人の行う作業である。その人の持っている技術を求めているのであるから、その委託契約金額の中には、会社が人を育てるためのお金も確保しないとけない。であるから、数人しかいない零細企業であれば、その部分が省けるため安くできるという話もある。

Q: 十分利益がないと、良い仕事ができないという訴えか。

A: 長期的に見ると、どんどん疲弊していくということだろうと思う。安く受注すると、人件費や下請契約にしわ寄せがいかないと絶対仕事としては成り立たない。

一方で、成果品については、当然市で検査するので、不良品が入ってくるということとはまず考えられない。一定の品質は確保されていると考えている。

Q: 最低制限価格制度対象にすると、応札者すべてが同一金額になる可能性がある。そうすると実質的な競争というのはなくなる。

A: さらに、現行制度では許容価格の75%を下回った額で応札した業者が落札した場合、入札参加制限が設定されるので、岡山市とつながりが強い業者は、参加制限がかかると困るので、75%より下では応札できない。

Q: その参加制限が困る業者とそうでない業者で応札する価格が違ってくる。そうするとその参加制限制度があるために、結局高い金額で入札せざるを得なくなるという

ことになる。実際、もっと安くしようと思えばできるのに、参加制限を恐れて高い金額にすることになる。競争入札の目的から考えると違和感を覚える。

A:安くできるから安く応札してくるのか、安く入れないと受注できないからやむを得ず安く応札してくるのか、真実は分からないが、業者からは、受注するためにやむを得ず低く応札していると聞く。

Q:この問題は難しい。景気が悪いと赤字になっても仕事を受けないといけない。そういう状態に恒常的にされると、事業者の経営を傷めるだろうし、仕事も悪くなるだろうし、労働者の質も悪くなるだろう。

A:最終的には市に入ってくる税金が減るので、市にも損失がある。

Q:本当にこの問題は難しい。正しい方法がなかなか出てこない。これが答えっていうのが出てこない。

良い仕事をしてほしいけれど、しかし一番安く契約締結したい。だけど安価に契約締結することで、業者の体力を消耗させてはいけなし、したくもない。こういうところで、どういう制度や金額基準を採用するかを市としても模索しているわけだが、正解はどこにあるかわからない。特に、今みたいな景気では、仕事を受けたいためにダンピング競争になってしまう。

A:低入札案件では極端に安い落札価格の場合もある。

Q:民間の話だが、見積りの28%で契約を結んで、さらにたたかれたという話も聞いた。それで利益が出るのか聞いたら、利益は出ない。現状はそれでも受けざるを得ない状況だということなのだろうと思う。

Q:結局、入札制度としての守備範囲、目的をどこに持ってくるのかということになると思う。基本的には良いものをより安くということだと思うが、その良いものというのが、どこまでの範疇で見ていくのか。要するに一つの入札案件に限って、良いものが結果として出てくるかどうかという問題と、先ほど言われたように将来的な市内業者の育成というところまで視野に入れて考えなければならないかによっても答えが変わってくると思う。

一部の他都市は、非常に割り切っていて、「入札とは、とにかく安いものを入れればいい、あとは市場の原理にまかせて良いところが生き残る。業者の育成等は入札の守備範囲ではない。」という考え方をしているのだと思う。岡山市みたいな地方都市でそこまでドライな政策決定ができるのかと言うと、恐らく無理であろう。

色々な問題点はある中で、現状を微修正しながらやっていくしかないと思う。

先ほどの参加制限のことだが、具体的にはどういう参加制限が生ずるのか。

A:業務が完了する予定の日まで、岡山市の一般競争入札(100万円以上の案件)に入れないという制限が生じる。

Q:なぜそうしているのか。

A:建設コンサルタント業務等委託が、低入札価格調査だけだった時期に、1回に出す10~20案件のうち、小さな企業がすごく低い価格で10本くらい取ったりしていた。低入札調査の中で「1件1件は安くても、まとめて取ればスケールメリットによって利益が確保できる」と言われた。1回の入札でそういう小さな会社がほとんど落札してしまうと、技術者を育てるために一生懸命研修をしているような会社は、そんな価格では勝負できず、公共の設計業務を落札することはできない。その状態を改善してほしいという要望を受け、最低制限価格制度を導入することにした。

それまでが30%くらいで落札していたので、コスト問題や市民感情を考えると最低制限価格を一気に上げることは現実的でない。そこで、一定金額未満で落札した場合に入札参加制限を付ければ、極端に安価な応札者に抑止が働くのではないかと思い、この最低制限価格制度に入札参加制限を加えた制度が考え出された。

Q:なるほど。では、入札参加制限の基準となる75%という数字が高すぎるのではないのか。応札者が75%で足並み揃えているようだが。

A:制度創設当初は、ここまでではなかった。75%ちょうどで応札するのは1,2社だった。75%でも低すぎるとい声は出ていた。でも、75%で応札しないと落札できないので、だんだんとみんなが75%になって、今では抜け駆け的に75%を切るところが出てくるようになってしまった。

A:落札することを最優先するあまり、適正な価格で落札していないのではないかと思う。市としては、こういう内容の業務について当然採算を考えた上で積算してくださいと公告しているが、結局業者は「採算度外視でも取りたい」「とにかく受注したい」という考えで応札するので、こういう結果になるのかと思う。本当に競争が働いて、適正な競争になっていないという印象がある。

Q:この参加制限であるとか、契約保証金が増額になるとか、そういう制限を制度化することによって、市外業者等の岡山市と関係が薄い業者の落札が増えているのか。市外業者は、「岡山市で1つ取れたら良い」と考えて低い価格で応札してくるのではないか。

A:そうになっている。市内業者のある程度の規模のところは、絶対に参加制限にはならないように気を付けて応札しているし、準市内業者でも頻繁に岡山市の入札を取りにくるようなところは、75%を絶対に下回らない金額で入れてくる。

Q:そうすると、地場企業の育成に繋がっていないのではないか。同じ質の仕事を同じ金額でやってもらうなら、地場企業にやってもらったほうが良い。地場の人から税金をもらっているのだから。そういう意味では、市内業者に不利な運用になっている。ということは、参加制限は無い方が良いけど、廃止すると、以前のような過当な価格競争になってしまう。

A:価格の叩き合いに戻ってしまうので。

Q:とても難しい問題だ。

A:一つの意見として、最低制限価格を引き上げて、最低制限価格制度のみでやっていると業界の方々は納得するのかもしれないが、当然にコストアップすることに繋がるので市民目線で考えると…。

Q:市民目線からすると全体的に理解を得がたいと思う。

A:参考までに他都市の事例としては、一部を除き、最低制限価格制度を設けています。都市によって、また業務内容によって違いはあるが、概ね60～90%の間で最低制限価格を決めるというルールになっているのがほとんどである。岡山市の44%というのは他都市と比べると低い数字になっていると言える。

Q:さっき言ったように、競争入札制度という枠組みの中で業者の将来的な育成まで守備範囲にしているのか、例えば別の政策で図っていくべきことではないかという気もする。結局、政策論だと思う。

A:議会からも、公契約条例制定やダンピング対策等の質問があるが、契約部門は地方自治法の入札契約制度を運用してく部署であるので、経済対策、雇用対策、市内業者の育成などの政策的な問題について、入札契約制度で解決することに限界がある。

Q:矛盾するものを両方満たそうとするのだから、とても難しいだろう。

A:自治法（総務省管轄）の趣旨としては、一番安くていい契約をしなさいと言うが、他省は、業者の育成等を考慮するよう求めてくる。両立は本当に難しい。

Q:業者の育成というのは、別に公共事業に限られることではない。入札契約制度が不当に業者の育成を阻害している状況があれば、取り除かなければいけないが、入札制度でもって業者を育成するのは、ちょっと違うのではないか、それはまた別途経済対策とか、そういうことで行うべきかとも思う。

Q:この問題について、いきなり今日我々の意見を集約して意見を出すことは時間的にも無理であるので継続審議ということにする。

(委員全員が了承し、継続審議案件となった。)

2(1)工事 三野浄水場送水ポンプ配電盤及び制御盤取替工事

Q:これはちょっと奇異な感じがする。入札参加者はどちらも上場企業で同規模、同程度の会社のようなイメージがあるが、それなら価格の低い業者のほうがいいのではないか。結果は、価格が安いということで失格になったのか。

A:はい。低入札価格調査の数値的失格基準に引っかかり、失格のほうは実際の低入札調査に入っていない。話を聞くと自社製品で価格を大幅に下げる要因ができたとのこと。

Q:きちんとした仕事をするとしたら別にいいのではないか。これはおかしい。その失格にした基準をもう1回見直す必要があるのではないか。

Q:数値的失格基準というのは国の基準か。

A:昨年度までの県の基準に合わせている。県は今年度からいくらか数値を変えている。

Q:県はもっと減らしているのか。

A:いや、高くなっている。基本的に国もこういう基準を上げてきている。

Q:こういう結果を見るとおかしい。さっき、地場の企業の育成いう話が出たが、これらの企業はそういう政策的な考慮の全く必要のない会社で差がないと思う。

Q:例えば「失格とする」という文章でなく「失格にできる」という字句に改めて、柔軟に運用すればいいのではないか。

A:「～できる」という字句にすると、する・しないの判断のために、何らかの基準や調査等が必要になってくる。まず予備調査を行い、それをクリアしたものについてはさらに詳細な調査を行うことになっているので、予備調査の段階で「失格にできる」にすると、結局すべて詳細な調査を要することになってしまう。

Q:調査できるようにすべきと思う。さすがにこれは、安くて、総合評価点も高く、技術評価点も高く、なぜ失格になるのかと疑問に思う。この案件については、市民に公表してもいいのではないか。

A:入札結果としてはすでに公表している。

Q:結果がおかしいという問題意識とともに、課題もつけて公表してはどうか。総合評価点も上、価格も安いのに失格になることを市民には理解できないのではないか。

A:国は法律上、最低制限価格を設けることができないので、すべて低入札調査になっているが、この失格基準によって、実質の最低制限価格を用いている。そうでないと、おそらく工事も(入札額が)どんどん低くなっていくのではないかと思う。

Q:全部機械的に失格にしてしまっているもので、例えば、予備調査について「ただし、対象者が上場企業の場合については、これを適用しない」等のただし書きを付けるなどの例外規定を加えてはどうか。

A:大手ゼネコンが受注者(元請)になったとしても、大きな工事になればなるほど下請業者数は増える。その下請業者にしわ寄せがいくから対応しろというのが、業界の声。下請企業を守るための入札制度になってきている。

Q:なるほど、さっきの問題と結局同じ問題だ。

A:根幹は同じと考えている。

Q:要は「入札業者の経営までも考えるのは余計なこと」と割り切れば問題ない。行政が割り切れるかどうかになると思う。

Q:さらに、条文として違和感があるのは、建前上は最低制限価格ではないのに、予備調査するかどうかという手続き規定の中に実態判断を滑り込ませて、事実上ここで失格としているところ。基本は低入札があったら調査するというのが原則。それを、予備調査でこの金額がこうなっていたら、調査しなくていいというだけの規定の中

で全てを決めているようになっているのではないか。

Q:やっぱり見直さないといけないと感じる。これは調査の実施をするための要綱。条文は実施でなく調査しないという内容。実態からするともっと上の法律で規定すべきで、その委任を受けた下位の規程に書くような内容ではない。

A:調査実施要綱で、予備調査を実施するということではないのか。

Q:それは分かるが、手続き規定的なところが、もう実態を規制してしまっている。要するに今回のケースも実施要綱ってところで全部中身が決まっている。

A:今回はたまたまこの2社だったので、これで決まったかのようにはなっているが、通常は参加業者がもっと多数いて、この予備調査での失格を除いた中で総合評価点の優劣を競うのが通常で、これはレアケースである。

Q:レアケースでもこういうものが結果として出ると、どこか不備があるのではないかと思ってしまう。確かに担当者からすると、右か左かびしっと分かれていないと判断できない。仕方がない部分も理解できる。

今回は仕方がないけど、同じ問題が将来また起こる可能性がある。結果を公にしていると言っても、問題意識として提起しないと市民はなかなか気が付かないと思う。こうして委員会に定期的に参加して、いろいろ気が付いたことがあったら指摘して、指摘したものはメッセージとして公表したい思いもある。これも継続審議にしてはどうか。さっきの問題と共通する部分がある。

(委員全員が了承し、継続審議案件となった。)

2(2)物品 水道用粉末活性炭(ドライ炭)1kgあたり単価

Q:前年と違ってドライ炭に限定したために苦情が出たのか。

A:ドライ炭を取り扱っていない業者がいたため。

Q:水道局としては、直接飲料水に関係するものだから、ドライ炭は譲れないという判断か。

A:そのとおり。しかし、昨年と比べて業者が減ったので、より門戸を狭めたような格好で入札を出しているとの批判を受けた。

Q:今の説明なら別に問題ない。我々が毎日飲んでいる水のことだし。今の情報を正しいという前提で考えるなら、全く問題はない。

(終了)